

大和市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年8月31日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第42号

### 大和市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書の添付資料)

第2条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを、市長が適切であると認めるものが証する書類の写し
- (2) 附近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び断面図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第102条第1項の規定による申請は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えて行うことを要しない。

(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書等)

第3条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 附近見取図、配置図、各階平面図、立面図、床面積求積図及び断面図
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。